

第2号議案

電気供給事業者に対する指導等について

(案)

1. 株式会社F-Powerが、送配電等業務指針第138条第2項及び同条第3項の規定に照らして不適切な行為を行っていたこと等が認められたため、業務規程第179条第1項第1号及び第7号の規定に基づき、同社に対し、別紙1により、指導を行う。
2. 経済産業大臣に対し、別紙2により、計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係る本機関の取組状況及び同社に対する指導の実施について報告するとともに、現在、国の審議会等で議論されている計画値同時同量制度下でのインバランス料金制度の見直し、電力取引の監視強化、卸電力市場の活性化策等の事項について、引き続きの検討及び適時適切な対応を求める要望を行う。
3. 上記1. 及び2. について、別紙3により公表する。

(実施日及び公表日 2017年8月25日)

以上

(添付資料)

- 別紙1 指導文書
- 別紙2 経済産業大臣宛文書
- 別紙3 公表文

広域総統第●号
平成29年8月25日

経済産業大臣 世耕 弘成 殿

電力広域的運営推進機関 理事長 金本 良嗣

計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係
る指導等について

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の4で定めるとおり、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的としています。また、当機関は、当該目的を達成するため、法並びに貴大臣の認可を受けた定款、業務規程及び送配電等業務指針の規定に基づき、所要の業務を行っています。

当機関の業務の一環で、総合資源エネルギー調査会の下に設置されている審議会（電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会。以下「作業部会」という。）における議論も踏まえ、当機関は、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会との連携の下、従来以上に厳格な監視を実施中であり、インバランスを繰り返し相当程度発生させている電気事業者76者に対し、注意喚起を行った上で、適正な計画の提出、不適切な計画の発生原因及び供給力確保を含む再発防止策の説明を要請し、それらの説明も踏まえ、現在、当該事業者の状況について確認中です。

当機関は、当該事業者に対し、注意喚起を今後とも行うとともに、必要に応じ、ヒアリングや報告徴収、当機関の業務規程に基づく指導又は勧告等を行う方針の下、本日、株式会社F-Power（代表者：代表取締役 鈴木順子）に対し、電気供給事業者である同社が送配電等業務指針第138条第2項及び同条第3項の規定に照らして不適切な行為

を行っていたこと等が認められたため、業務規程第179条第1項第1号及び第7号に基づき、同社に対し、所要の措置を講ずるよう指導を行いました。

他方、作業部会においては、平成28年4月に導入された計画値同時同量制度下でのインバランス料金制度の見直しが議論され、中間論点整理の中で、以下の3点が示されています。

- ① 事業者の計画遵守インセンティブを向上させ、計画値同時同量制度の適切な運用を目指すべく、本年10月を目途に現行インバランス料金制度の見直しを行う。
- ② 今後もインバランス料金制度の運用状況を見ながら、必要に応じて制度見直しと監視・指導を行っていく。
- ③ 市場の厚みや調達機会の維持・向上は、供給力確保のために必須であることから、これまで行ってきた卸電力市場の監視を更に強化し、旧一般電気事業者の自主的取組の状況や、各事業者の入札状況も含めて、より細かに確認していく。

電力・ガス取引監視等委員会では、中間論点整理も踏まえつつ、これまで実施してきた電力取引の監視を更に強化しています。また、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置されている審議会（制度設計専門会合）においては、旧一般電気事業者による自主的取組の実施状況の確認や改善策の提示のためのヒアリング等を実施し、グロス・ビディングを含めた卸電力市場の活性化策についての議論が行われています。

これらの議論を進めつつ、上述の措置を含め所要の措置を速やかに実施していくことは、当機関の送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保を図る観点からも、極めて有意義であると考えています。

国においては、引き続き検討を進められ、適時適切に対応されることを要望します。

電気供給事業者に対する指導等について

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）は、国の審議会における議論も踏まえ、資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会との連携の下、従来以上に厳格な監視を実施中です。

本日、当機関は、業務規程第179条第1項の規定に基づき、電気供給事業者に対する指導を行いましたので、お知らせいたします。

併せて、当機関は、経済産業大臣に対し、計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係る当機関の取組状況（当該指導を含む。）を報告するとともに、現在、国の審議会で議論されている事項について、引き続き検討され、適時適切な対応を求める要望を行いました。

1 対象となった電気供給事業者の商号

株式会社 F-Power

2 理由

- (1)同社は、2017年4月1日から同年6月30日までの間、複数エリア¹において、合理的な需要予測と大きくかい離した不適切な需要計画及び調達計画を頻繁に提出し、計画内不一致²を発生させるという、送配電等業務指針に照らして不適切な行為を繰り返しました（別紙表1）。
- (2)また同社は、同期間、同エリアにおいて、頻繁かつ相当量の供給力不足を発生させました（別紙表2）。
- (3)(1)については、業務規程第179条第1項第7号に規定する「電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるときに該当し、(2)については、当機関に示された再発防止策等から、速やかに供給力不足が解消すると認めることは困難であるため、当機関は、同項第1号に規定する「小売電気事業者たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき」に該当すると判断し、本日、同社に対する指導を行いました。

3 指導内容

- (1) 合理的な予測に基づく需要の想定を記載した需要計画を提出すること。
- (2) 適切な需要計画に対応した供給力の確保の計画を記載した調達計画を提出すること。
- (3) 翌日計画以降において、調達計画と販売計画との差を需要計画と一致させること。一致しない場合は、その理由を明らかにすること。
- (4) 供給区域ごとの実需給断面において、同社の需要に対する適正な供給力を確保すること。
- (5) (1)から(4)までを社内において周知徹底するとともに、遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- (6) (1)から(4)までの実施状況及び(5)の実施のために講じた具体的な措置について、2017年10月24日までに、当機関に対し、報告を行うこと。
- (7) (6)で報告した措置の実施状況について、当機関が必要と認める場合には継続して報告を行うこと。

4 添付書類

計画値同時同量制度下における電気の安定供給の確保に係る指導等について

¹北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国及び九州。

²調達計画と販売計画との差が合理的な予測に基づく需要計画と一致していないこと。

表 1

	不適切な計画を提出した・計画内不一致を発生させた日数/延日数※（発生率）	エリアごとの需要実績に対する最大かい離率
需 要 計 画	282日/819日（34.4%）	95.6%
調 達 計 画	347日/819日（42.4%）	95.6%
計画内不一致	350日/819日（42.7%）	95.6%

※延日数 2017年4月1日～同年6月30日の91日間に、9エリアを乗じた日数。

表 2

供給力不足を発生させた日数/延日数※（発生率）	エリアごとの需要実績に対する最大かい離率	累計不足量
347日/819日（42.4%）	95.6%	約1.2億 kWh

※延日数 2017年4月1日～同年6月30日の91日間に、9エリアを乗じた日数。

以上